

地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業

目的・意義

京都議定書の目標達成のため、地方公共団体においても温室効果ガス削減のための推進計画が策定されています。この推進計画を進めるためには、民間事業者によって必要な設備投資等が行われる必要があります。本交付事業では、民間の知恵と活力が発揮され、先端的な環境経営や地域の活力向上と相まって、地球温暖化防止に資する設備投資等に対して、低利の融資を民間金融等を通じて実施するための支援を行います。

事業内容

以下の①、②を行う機関に対して、通常の金利で貸し付けた場合の利子収入との差額の2分の1(1%分を上限とする。)について利子補給を行います。

①地方公共団体から、出資等の関与を受けつつ、地域推進計画の実施及び地域再生に資する事業に対して低利融資を行う機関

②環境省に対し宣言を行い、地域の温室効果ガス削減に資する低利融資を行う機関

